

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表中

総務課 維持建設課	庶務係 維持管理第一係、維持管 理第二係、建設係	広島市安芸区畑賀町
--------------	--------------------------------	-----------

を

総務課 維持管理課 建設課	庶務係、用地係 維持管理第一係、維持管 理第二係	広島市安芸区畑賀町
---------------------	--------------------------------	-----------

に改める。

第三十四条総務課の項第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 用地の物件の取得及び損失補償に関すること。

第三十四条中「維持建設課」を「維持管理課」に改め、維持管理課の項第三号を削り、同項の次に次の一項を加える。

建設課

工業用水道施設及び水道用水供給施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関する

こと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。